

令和7年10月3日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第1 江東区産業会館で発生した事故

1 和解の相手方

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

株式会社みずほ銀行ファシリティマネジメント部

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年10月23日
- (2) 発生場所 東京都江東区東陽四丁目5番18号 江東区産業会館
- (3) 事件の概要 江東区産業会館において、電気温水器排水箇所の経年劣化により、電気温水器膨張水排出装置と排水管との間から漏水が発生し、漏れた水が階下にあるみずほ銀行東陽町支店内のレンジフードを故障させた。

3 決定年月日 令和7年7月14日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 677,600円

第2 区道上で発生した事故

1 和解の相手方

葛飾区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和7年4月9日
- (2) 発生場所 東京都江東区住吉一丁目13番13号先 特別区道江第16号

- (3) 事件の概要 特別区道江第16号路上において、被害者の知人が歩車分離用のフェンスに寄り掛かったところ、留め金具が外れていたことによりフェンスごと倒れ、路側に停車していた被害者所有の車両の側面にフェンスが接触し損傷した。同時に、被害者の知人が転倒時に持っていた建築用資材（角材）が、当該車両の背面に接触し損傷した。
- 3 決定年月日 令和7年7月14日
- 4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。
- 5 損害賠償額 294,164円

第3 江東区教育センターで発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年12月8日
- (2) 発生場所 東京都江東区東陽二丁目3番6号 江東区教育センター
- (3) 事件の概要 江東区教育センターのコミュニティ広場北側にある茂みにおいて、雨水桝の蓋が一部外れていたことにより、被害者及び被害者の子が雨水桝に落下し、被害者が左大腿筋挫傷の傷害を負うとともに、被害者及び被害者の子の靴に損傷を与えた。
- 3 決定年月日 令和7年8月1日
- 4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。
- 5 損害賠償額 759,878円